

附属設備・器具使用料

平成 26 年 4 月 1 日改正

種別	設備名	形状内容	単位	単価	種別	設備名	形状内容	単位	単価		
舞 台 一 設 備	所作舞台		一式	6,480	照 明 設 備	A セ ッ ト	フロントサイド スポットライト	1.5kw 24灯	一式	12,310	
	松羽目		一式	1,620			シーリング スポットライト	1CL 1.5kw 32灯	二列		
	竹羽目		一式	1,620			ポーターライト	2CL 2.0kw 16灯	四列		
	屏風(金・銀)	高さ 2.40 m	一双	1,290			フットライト	200W 378灯	四列		
	緋毛せん	3.64 m× 1.82 m	一枚	210				60W 168灯	一列		
	山台用長布団	3.64 m× 1.54 m	一枚	100			B セ ッ ト	フロントサイド スポットライト	1.5kw 24灯		一式
	平 台	箱足・開足付き	一枚	270		シーリング スポットライト		1CL 1.5kw 32灯	二列		
	上敷ござ		一枚	270		ポーターライト		2CL 2.0kw 16灯	四列		
	指揮者台	1.21 m× 0.91 m	一台	320		フットライト		200W 378灯	四列		
	指揮者用譜面台	譜面灯付	一台	210		サスペンション ライト		60W 168灯	一列		
	楽団用譜面台	譜面灯付	一台	160		アッパーホリゾン トライト		1kw 80灯	四列		
	椅子		一脚	50		ロアーホリゾン トライト	500W 64灯	一列	2,700		
	講演台		一式	540		クセノンピン スポットライト	500W 64灯	一列			
	司会者台		一台	160		そ の 他	シーリング スポットライト	500W 12灯		二列	1,620
	プログラムスタンド		一台	50			ポーターライト	1kw 15灯		二列	
	大太鼓		一式	540			フットライト	150W 135灯		二列	
	ピアノ		一台	4,320			フットライト	60W 78灯		一列	
	迫り大・小		一基	2,160			シーリング スポットライト	500W 12灯	二列	6,040	
	音響反射板		一式	5,400			ポーターライト	1kw 15灯	二列		
	地 絨		一枚	1,080		フットライト	150W 135灯	二列			
	長 机		一卓	100		フットライト	60W 78灯	一列			
	黒 板		一枚	100		サスペンション ライト	1kw 12灯	一列			
	紗 幕		一枚	1,620		アッパーホリゾン トライト	200W 45灯	一列			
	ジョーゼット幕		一式	3,240		ロアーホリゾン トライト	150W 27灯	一列	540 100 270 640 160 860		
	姿見		一台	100		そ の 他 器 具	ハロゲンピン スポットライト	1kw		一台	540
	所作舞台		一式	4,320			スポットライト	500w		一台	100
	屏風(金)	高さ 2.12 m	一双	1,080			ミラーボール	1Kw		一台	270
講演台		一式	320	ストリップライト	ハロゲン85W 8灯		一本	160			
音響反射板	ポーターライト付き	一式	3,240	効果機等	ハロゲン85W 12灯		一本	160			
その他の設備				持込機器				160			
音 響 設 備	拡声装置		一式	2,160	そ の 他	映写機スクリーン付	16mm 2kw	一台	4,860		
	レコードプレーヤー		一台	860		スクリーン	16mm 1kw	一台	2,160		
	CDプレーヤー		一台	860							
	テープレコーダー		一台	1,620							
	エレベーターマイク装置	マイク別	一基	640							
	3点吊マイク装置	マイク別	一式	640							
	ワイヤレスマイク		一本	1,620							
	マイクロホン	コンデンサ ダイナミック	一本	1,080 750							
	マイクロホンスタンド		一台	160							
	サブミキシングアンプ		一台	970							
スピーカー	ステージスピーカー はね返しスピーカー	一台	640								
カセットテープデッキ, DAT, MD		一台	750								
残響付加装置		一台	1,830								
小ホール	拡声装置		一式	1,080							
	レコードプレーヤー		一台	540							
	その他の設備										

※ 注 附属設備(備品)使用料は、午前、午後、夜間を1単位(回)とし利用時間数にかかわらず「会館利用許可申請書」に基づき許可された全時間が対象となります。従って午前9時～10時まで許可を受けた場合は、3単位(回)となります。